

お客様各位

平成25年12月1日

慌ただしい年の暮れになりました。皆様方にはお元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、今月は下記の4項目についてまとめました。

1. 消費税引き上げ注意点
2. 税制改正について
3. 今月の事務
4. コラム～年末調整の際の103万円の壁

## 1. 消費税引き上げ注意点

平成26年4月1日から消費税率8%が適用されることが確定したため、3月末までに支払う26年4月分賃料を新税率8%で請求を受けることが考えられます。

この場合、施行日前の3月31日までに行った課税仕入れに係る消費税額は消費税率8%で計算した金額を支払っていても実際に控除するのは5%相当額となるため、①支払時に費用処理する会社ならば5%相当額を消費税と処理することになりますが、例外的に、②8%の消費税等相当額を仮払金として繰り延べ、翌期に8%で仕入税額控除を行う処理や、③翌期に当期処理を取消して改めて8%で仕入税額控除をする処理も認められます。

## 2. 税制改正について

例年12月に税制改正大綱が発表されますが、今年は10月に民間投資活性化のための施策が発表されております。

その後の動きとしては、法人復興特別税の1年前倒しでの廃止や、ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算の廃止が上がってきました。

今後の動きは順次ご報告していきますが、ゴルフ会員権をお持ちで含み損を抱えてられる方は早めに処分された方がいいかもしれません。

## 3. 今月の事務

### ① 冬季賞与の支給と保険料の徴収

賞与を支給する事業所では、社員ごとの考課・査定から支給までの事務があります。

社員に賞与を支払った際には、「被保険者賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に所轄の年金事務所（一部の健康保険組合も含みます）に提出します。

賞与から徴収した保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付することに留意して下さい。

### ② 年末調整の実施

年末調整事務では、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（配偶者特別控除申告書と兼用用紙）などを社員各人から提出してもらいます。

各種の所得控除を受けるには、払込証明書類などの添付が必要ですから、あわせて社員に提出を促しましょう。

平成25年の変更点としては、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%）が徴収され、給与所得控除の上限が設定されています（収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円）。

そして、来年の源泉徴収事務の準備も同時に行っておきましょう。1月には、年末調整の結果に基づく給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）などの支払調書を作成し、所轄税務署や社員（受給者）の住所地の市区町村に提出しなければなりません。早めに提出の要否や記載要領の確認などを済ませたいところです。

あわせて、平成26年の賃金台帳（一人別源泉徴収簿）なども用意しておきましょう

#### 4. 今月のコラム～年末調整の際の103万円の壁

12月は年末調整で、給与計算が大変となりますが、この忙しい時期に、パートタイマーから休みたいと言われたことはないでしょうか。

これはパートタイマーの“103万円の壁”が関係しているのです。パートタイマーにとって給与収入が103万円以下であれば所得税が掛らないため、年末になると年間パート収入が103万円以下となるように出勤を調整するのです。特に、ご主人がサラリーマンの場合では、ご主人の会社から支給される配偶者手当が奥さんの所得がゼロであることが要件とされるケースが多いことも関係しているでしょう。（給与収入が103万円までは所得はゼロと扱われるのです。）

但し、ご注意いただきたいのは103万円の壁とは所得税（国税）の話であって、市町村に支払う住民税（地方税）の非課税限度額は通常103万円より低く、神戸市では100万円ですので、100万円を超えると10%の地方税が掛ることに留意して下さい。しかも、現在は所得が少ない内は国税が5%であるのに対して地方税は10%と税率が高いため、むしろ、地方税の非課税限度額にも注意が必要なのかもしれません。

会社としては年末の忙しい時期に休まれては困るし、パートタイマーも働きたいため、苦肉の策として“瓜二つの妹”が代りに働きに来ることがあるそうです。“瓜二つの妹”が結婚して苗字が変わっていれば、なお都合がいいようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>